

日本学術会議 科学者委員会
知的財産検討分科会（第3回）議事要旨

1. 日 時： 平成24年6月21日（木）10：00～12：00
2. 場 所： 日本学術会議 6-C（1）会議室
3. 出席者： 有信委員長、桃井副委員長、小泉幹事、渡部幹事、磯村委員、荒川委員、伊澤委員、石川委員（欠席：河野委員、吉田委員、前原委員、高戸委員、保立委員）、尾崎孝良参考人
事務局： 石原参事官 他
4. 配付資料：
 - 資料1 前回議事要旨（案）
 - 資料2 参考人意見レジュメ
 - 参考1 委員名簿
 - 参考2 「学術用途における権利制限の在り方に関する調査研究」報告書（平成24年3月 一般財団法人比較法研究センター）
5. 議 事：
 - (1) 前回議事要旨（案）の確認
原案通り了承された。
 - (2) 参考人からの報告
弁護士の尾崎孝良氏から、著作権法を中心に、学術、科学研究、医学、IT等に関連する知財に関して、現在何が問題になっているか話題提供がなされた。
（主な意見等）
 - ・新しいことに取り組む際に、その技術だけを考えている時代ではない。その技術が仮に実用化されるとどのような影響があるかを考える必要がある。法体系があればよいが、ない場合、研究と法体系との調整をどうするかという問題がある。
 - ・実用化されたときに、影響がでる産業領域が騒ぎ出すというのが通常のパターンとなっている。ユーザーにとっては新たな技術は有難い話であるが、他方で産業領域の利害調整が必要となってしまう。事前規制から事後規制となるとリスクが大きくなるため、行政などによる事前調整が望まれる。
 - ・まだ見ていない技術に行政が向きあってくれるか、難しいのではないか。
 - ・海外のように、著作権等のある意味一度破って、それから新しい仕組みを作っていくといったことが必要となる場合もあるのでは。
 - ・先端技術の開発に取り組んでいる会社等にとって、先端技術をまったく知らない裁判官に判例を出されるのは恐怖感がある。
 - ・先端技術だけでなく、金融商品を開発するとき等も含めて一般的な問題である。例えば、フェアユースというような一般条項的なものにするか、もしくは構成要件を限定的にしてそれに入らない限りは原則可として立法して、問題があるところを後からひろっていくという刑法の罪刑法定主義的な発想もある。

- ・裁判官から期待できるような結論が導かれるかというところではない、ある程度は仕方ない。どのような規定にするとよりリスクが少ないかといった方向で考えていくしかないのではないか。
- ・国内で閉じている分には構わないが海外と関わることになる、医療などは特に、海外で法律のゆるいところで研究したほうがより良い成果が出ることになる。法律があるということで負けてしまう。
- ・医療の現場でも、法体系が違うのかもしれないが、海外と比べて日本では様々なサポーティングシステムが欠如している。サポーティングの人材がない。
- ・リサーチ・アドミニストレーターという制度が、文科省でいま始まったばかり。ただしそこに来るひとの資質の問題もある。弁護士が良いのか弁理士が良いのか、様々な能力が必要とされるため、日本には人材が少ないのではないか。
- ・アメリカのロースクールでは理系、文系が半々程度。様々な専門領域を持った人間が法律の知識をもつこともあるべき姿である。
- ・今後は法科大学院からそういった人材が育っていくと徐々に改善されるのではないか。

(3) 今後の進め方について

前期からの積み残しはないので、今期の議論からテーマを決めることになる。

(主な意見等)

- ・議論している中で、先端技術と知財の扱い、特に分科会では分からないのは医療やITなどの分野が問題である。
- ・先端技術と知財の扱いをどうするか、その中で学術利用、研究利用の別枠を設けてもらうことについて、また専門知識を持った人材の育成等がテーマとなるのではないか。
- ・今日は著作権との関わりの話がメインであったが、著作権の細かい話は解釈の問題などが大きいのでテーマとして難しいのではないか。ITを議論するかにもよるが、特許のほうにしぼって議論してはどうか。
- ・著作権そのものの議論とするのは難しいが、著作権の扱いに対する要望は出せるのではないか。特許法だけでは狭いものになってしまう。
- ・知財戦略の要素の詳細を議論するのではなく、全体像を考えることはできるのではないか。
- ・まだ3回目なので、もう少し全体的な議論を進めていきたい。本日は著作権をメインにご報告いただいたので、また別途、専門の方をお招きして人材育成や医療等の関係についてお話を聞くこととしたい。

6. その他：

次回分科会日程については、事務局より改めて日程調整を行うこととなった。

以上